

児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究 (6) 保護者と教師の社会意識と児童虐待判断の比較

田中 陽子 藤田 由美子* 横山 裕

Research on Teacher Attitudes toward Child Abuse (6) :
To Compare Teachers' attitudes toward life and perception of child abuse with
Mothers'

Yoko Tanaka Yumiko Fujita* Yutaka Yokoyama

Abstract

The purpose of this study was to compare evaluations of potential cases of child abuse from the perspectives of teachers and mothers, and to assess how attitudes toward life, effect their perspectives. Participants were 339 teachers of elementary school or junior high school, and 119 mothers who had elementary-aged schoolchildren or junior high school-aged children .

Subjects completed three surveys: 1. regarding suspected child-abuse cases, 2. attitudes toward life, and 3. a personal information questionnaire. Factor analysis of first two surveys revealed five factors loading on the attitudes toward life, three factors loading on the child, and three factors loading on the family. Our analysis found that teacher perceptions and attitudes were significantly lower than the mothers in the following categories: ' View of traditional family ', ' View of Children at the type of admit the right of child ' and ' isolated family ' . We also found that mothers and teachers have only a superficial understanding of child abuse.

Key words : Child Abuse, Attitudes toward Life, perception of Child Abuse

キーワード : 児童虐待、人生観、虐待判断

2009.11.17 受理

はじめに

平成17年度学内共同研究「児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究」(研究代表者:田中陽子)は、児童虐待に対する教師の意識を明らかにすることを目的としたものである。具体的には、虐待に対する教師の意識について、虐待に関する学校の現状、教師が虐待と判断する事柄、教師のストレスの状況、教師の子どもの時代の経験、職業的社会化の経験、そして人権観(ジェンダー問題も含む)との関連で検討するために、質問紙調

査を行った。その際、教師の意識をより鮮明につかむために比較対照として、保護者の意識の質問紙調査も行った。本研究はその保護者と教師の回答データの分析に基づくものである。

2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、2004年には「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」「児童福祉法の一部を改正する法律」など児童虐待に関する各種法改正が行われた。その中で特に学校の教職員もその早期発見に努めなければならないとされた(第5条)。

田中ら(2007)では、教師の児童虐待(以下、虐待)の判断に影響する要因として、教師の性別、被虐待児の担任経験があげられ、子どもに関することや虐待に関する知識の有無が大きく関係していると示唆された。それらのことから、教師に対して、虐待に関する知識が得られるような研修が必要であると考えられた。

また、田中ら(2009)では、保護者の結果を通して、保護者は虐待について、目に見える外傷や親の問題行動を中心に意識していることが明らかとなった。そして、社会通念を以て親の問題のある関係性を判断していることが示唆された。その一方で、保護者の虐待の判断を難しくさせていると考えられる子どもに対する認識も指摘され、虐待をなくすためには教師の役割が重要であることが強調された。

このように、法律からも現実的な見地からも教師の役割が重要視される中、教師が虐待に速やかに対応するためには、その早期発見・早期対応を妨げている問題点を明らかにしなければならない。

そこで、本研究では、保護者と教師の社会意識と虐待判断指標を比較し、それぞれの特徴を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

1. 調査の時期

2005年7月に行った。

2. 対象者

研修会に参加した教職員および保護者を対象とした。調査票は、研修会主催者の協力により、資料に添付して配布され、退出時に備え付けの回収箱に提出する方法で回収された。

回収数は695、このうち有効回答は642であった。本研究では、対象者の状況をできるだけ一定とするため、このうち小・中学生の保護者で現在配偶者のいる母親による回答119件(有効回答数の18.5%)と小・中学校の教師による回答399件(有効回答数の57.4%、小学校教諭245件、中学校教諭154件)の分析結果とした。

3. 調査内容

- (1) 基本属性：年齢、性別、配偶者の有無
- (2) 中学生時代の経験：15項目
- (3) 現在の価値意識：ジェンダー観(Dreyer et al.(1982); 伊藤(1977))16項目、子ども観11項目、東洋的価値意識12項目、児童虐待に関する意

識15項目の計54項目

- (4) 虐待の判断指標：宮崎県で行われている虐待発見のためのチェック項目に基づき、子どもに関するもの22項目、親に関するもの13項目。「虐待と判断する」「だいたいそう思う」「少しそう思う」「全くそうは思わない」の4件法で行った。

結果と考察

1. 現在の価値意識の分析

現在の価値意識の54項目に対して、主因子法・バリマックス回転による因子分析を行った。その結果、5因子を抽出し、十分な因子負荷量を示さなかった20項目を除外した。最終的な因子パターンを表1に示す。なお、回転前の5因子で16項目の全分散を説明する割合は46.3%であった。

第1因子は12項目で構成されており、「最終的に頼りになるのは、やはり男性である」「体力において男性がまさる以上、社会のあらゆる場で男性が優位な地位を占めるのはやむをえない」など、社会の中での男性の優位性に関する項目が高い負荷量を示していた。これらの項目は、田中ら(2009)で「因子2 社会的男性優位性」とした項目や藤田ら(2006)で示されたジェンダー観の因子分析結果の「因子2 社会における男性の優位性」を含むものであった。しかし、本研究では「子どもは、どんな親であっても親のそばで暮らすことが幸せである」なども含み、男性を柱とした伝統的な家庭観を示していたので、「伝統的家庭観」因子と命名した。

第2因子は9項目で構成されており、「学校は、虐待について保護者の相談を受けるべきである」「学校は、虐待について子どもの相談を受けるべきである」など、虐待の解決に向けた学校の役割に関する項目が高い負荷量を示していたため、「虐待に対する学校の役割」因子と命名した。

第3因子は5項目で構成されており、「古典や先人の教えが、自分の人生に影響を与えていると思う」「よりよく生きるためには、古典や先人の教えは大切だと思う」など、人生において古典や先人の教えを重視し、尊重するような項目が高い負荷量を示していた。これは、田中ら(2009)で「因子1 先人重視の人生観」とほとんど同じ項目であった。そのため、同様に「先人重視の人生観」因子と命名した。

第4因子は5項目で構成されており、「子どもには、自ら考える力がある」「子どもは大人と同等である」など、子どもの持っている力や権利を認めるような項目が

高い負荷量を示していた。そのため、「子どもの権利を認める子ども観」因子と命名した。

第5因子は3項目で構成されており、「子どもは、大人が守ってやらなければならない存在である」、「子どもは未熟なので、大人が正しく導いてやるべきである」など、子どもを保護しなければならない存在とするような項目が高い負荷量を示していたため、「子どもを保護する存在とする子ども観」因子と命名した。これら第4因子と第5因子の項目は、藤田ら（2006）で因子分析された子ども観の項目に含まれるものであったが、本研究では保護者と教師を合わせた分析であるため、因子構成としては異なる結果となった。

2. 虐待の判断に影響を与える要因の分析

(1) 子どもに対する虐待の判断指標

子どもに対する虐待の判断指標の22項目に対して、主因子法・バリマックス回転による因子分析を行った。

その結果、3因子を抽出した。最終的な因子パターンを表2に示す。なお、回転前の3因子で22項目の全分散を説明する割合は61.7%であった。

第1因子は9項目で構成されており、「他の子と上手くかかわれない」、「授業に集中できない」など、子どもたちが日常の学校生活の中で示す問題行動に関する項目が高い負荷量を示していた。これは、田中ら（2007）の「因子1 教室での問題行動」とほとんど同じ項目であった。そのため、同様に「教室での問題行動」因子と命名した。

第2因子は7項目で構成されており、「食べ物への執着が強く、必要以上に食べる、あるいは食欲がなさ過ぎる」、「傷に対する説明が不自然であったり、説明を嫌がる」など、子どもに対して日常生活の中で感じる不自然な態度や外見に関する項目が高い負荷量を示していた。これは、田中ら（2007）の「因子2 生活上の不自然さ」とほとんど同じ項目であった。そのため、同様に

表1 現在の価値意識の因子分析(Varimax(回転後の因子パターン))

項目内容	I	II	III	IV	V
8 感情的に弱くなるのは、やはり男役である	.594				
12 能力において男性が優れる以上、社会のあるゆる場では男性が優位な地位を占めるのはやむを得ない	.580				
9 女性に家庭を管理したほうがよく、政治や社会の管理は男性に任せておくほうがよい	.561				
14 女性に男性にくらべ、健康だ	.539				
16 男性は女性にくらべ、人を愛するのが容易である	.527				
6 女性に頼り込んで、子どもの面倒をやる方が容易である上流	.515				
13 たくましい精神や体力は、男の能力として重要である	.480				
10 男性は、男性にくらべ、感情的である	.464				
2 誰に頼らせて自分は家で子どもを面倒をやるような男性を尊敬することができない	.460				
4 人間では、男は決断を立てた方がよい	.452				
8 一筆の生計を支えられないような経済力のない男性は、男として失態である	.431				
27 子どもは、どんな親であっても親のそばで暮らすことが容易である	.400				
44 学校は、虐待について保護者の情報を受けるべきである		.811			
45 学校は、虐待について子どもの情報を受けるべきである		.773			
43 学校は、虐待を受けた子どもをよく訪ねて子どもの気持ちを引き出すべきである		.680			
46 学校は、虐待について保護者への指導・助言をするべきである		.658			
49 学校は、虐待を受けた子どもを保護するべきである		.644			
48 虐待については学校全体で対応するべきである		.618			
47 虐待に関する研修会の開催を検討すべきである		.613			
40 学校は、虐待の早期発見に努めるべきである		.464			
41 学校は、虐待については関係機関とよく連携すべきである		.461			
24 女が男を愛するべきで、自分の人生に影響を与えている上流			.720		
25 よりよく生きるためには、女が男を愛するべきで男が女を愛する上流			.598		
26 親には先例を教える権利があるべきである			.558		
22 自分が愛される方も相手も愛し合っていく、永遠のときの愛れを信じることがある			.480		
28 虐待を悪事とはおぼえても大層である			.451		
29 子どもは、自ら考えろ がある				.538	
29 子どもは、大人と同等である				.532	
22 子どもは、かわいいものである				.514	
18 子どもが自分の意見を言う権利は、認められるべきである				.508	
24 子どもは、大人に愛を望むべきものである				.418	
23 子どもは、大人が守ってやらなければならない存在である					.422
17 子どもは未熟なので、大人が正しく導いてやるべきである					.408
17 子どもが大人を愛することを教えるのは、当然である					.405

「生活上の不自然さ」因子と命名した。また、田中ら(2009)の「因子2 子どもの不自然な態度・外見」を含むものであった。

第3因子は6項目で構成されており、「他者との身体接触を異常に怖がる」、「衣服を脱ぐ事に異常な不安を見せる」など、子どもの他者との関係における異常さに関する項目が高い負荷量を示していた。これは田中ら(2007)の「因子3 他者との関係の異常さ」とほとんど同じ項目であった。そのため、同様に「他者との関係の異常さ」因子と命名した。

(2) 親に対する虐待の判断指標

親に対する虐待の判断指標の13項目に対して主因子法・バリマックス回転による因子分析を行った。その結果、十分な因子負荷量を示さなかった2項目を除外し、3因子を抽出した。バリマックス回転後の最終的な因子

パターンを表3に示す。なお、回転前の3因子で11項目の全分散を説明する割合は66.8%であった。

第1因子は5項目で構成されており、「身近に困ったときの援助者がいない」、「その家庭が地域の中で孤立している様子が見られる」など、家庭が孤立している状況に関する項目が高い負荷量を示していた。これは、田中ら(2007)の「因子1 孤立家庭」に含まれるものであった。そのため、同様に「孤立家庭」因子と命名した。

第2因子は4項目で構成されており、「子どもの扱いが乱暴あるいは冷たい」、「酒や薬物を乱用している」など、保護者の暴力的な行為に関する項目が高い負荷量を示していた。これは、田中ら(2007)の「因子2 保護者の暴力行為」に含まれるものであった。そのため、同様に「保護者の暴力行為」因子と命名した。

第3因子は「教師との面談を拒む」、「子どもの不自然

表2 子どもの虐待判断指標の因子分析(Varimax回転後の因子パターン)

項目内容	1	2	3
10 怪の手と上手くかわれない	.775		
20 授業に集中できない	.382		
6 落ち着きがない	.537		
11 かんしゃくが激しい	.332		
14 いたかんハムを外すとコントロールがきかない	.320		
18 万引きなどの非行が見られる	.895		
19 乱暴であったり、ひっきりなしに注意を引こうとする	.884		
18 態度が悪い	.842		
9 特別な病気がないのに体重や身長の伸びが悪い	.470		
8 食べ物への執着が強く、必要以上に食べる。あるいは食べ物がなだ過ぎる		.662	
2 親に対する説明が不自然であったり、説明を嫌がる		.835	
4 学校にまでわない服装をしているが、盗難がいつも起れている		.613	
3 感情が正しく元気がない		.881	
1 不自然な外見(打撲や、やけどなど)が見られる		.588	
9 保護者があると態度が変わるが、保護者がいないとまったく保護者に関心を示さない		.893	
7 過度に緊張し、おどおどしている		.525	
14 他者との身体接触を異常に怖がる			.846
18 衣服を脱ぐ事に異常な不安を感じる			.895
11 種痘接種への関心や拒否感が見られる			.875
21 質問に構わない。または黙答を繰り返す			.823
12 生活物に対して乱暴な行為を行う			.517
22 理由が何もない欠席や遅刻が多い			.418

表3 親の虐待判断指標の因子分析(Varimax回転後の因子パターン)

項目内容	1	2	3
6 身近に困ったときの援助者がいない	.745		
9 その家庭が地域の中で孤立している様子がみられる	.720		
4 子どもに心理的に距離を置いている	.838		
13 決断力が悪い	.895		
3 保護者と連絡が取れない	.540		
12 子どもの扱いが乱暴あるいは冷たい		.774	
11 酒や薬物を乱用している		.835	
8 保護者の気分の変動が激しく、自分の思い通りにならないとすぐに体調を崩える		.810	
10 態度がきつい		.491	
5 教師との面談を拒む			.820
21 子どもの不自然な外見に対する説明が不自然であるか疑がる			.894

な外傷に対する説明が不自然であるか嫌がる」の2項目で構成されており、保護者の他者との関係を拒むような項目が高い負荷量を示していたため、「保護者の閉鎖性」因子と命名した。

4. 現在の価値意識と虐待判断指標の下位尺度間の関連

(1) 現在の価値意識の下位尺度間の関連

現在の価値意識のそれぞれの下位尺度に相当する項目の平均値を算出し、「伝統的家庭観」下位尺度得点(平均2.14、SD .48)、「虐待に対する学校の役割」下位尺度得点(平均3.48、SD .41)、「先人重視の人生観」下位尺度得点(平均3.05、SD .50)、「子どもの権利を認める子ども観」下位尺度得点(平均3.35、SD .41)、「子どもを保護する存在とする子ども観」下位尺度得点(平均3.24、SD .44)とした。また、内的整合性を検討するために係数を算出したところ、「伝統的家庭観」で $r = .84$ 、「虐待に対する学校の役割」で $r = .86$ 、「先人重視の人生観」で $r = .66$ 、「子どもの権利を認める子ども観」で $r = .64$ と十分な値が得られた。「子どもを保護する存在とする子ども観」で $r = .45$ であった。5つの下位尺度のうち有意な正の相関を示したのは、「伝統的家庭観」と「子どもを保護する存在とする子ども観」($r = .24, p < .01$)、「虐待に対する学校の役割」と「子どもの権利を認める子ども観」($r = .28, p < .01$)、「先人重視の人生観」と「子どもの権利を認める子ども観」($r = .26, p < .01$)であった。

(2) 虐待に関する判断指標の下位尺度間の関連

虐待に関する判断指標のそれぞれの下位尺度に相当する項目の平均値を算出し、「教室での問題行動」下位尺度得点(平均1.84、SD .58)、「生活上の不自然さ」下位尺度得点(平均2.5、SD .53)、「他者との関係の異常さ」下位尺度得点(平均2.38、SD .60)、「孤立家庭」下位尺度得点(平均2.01、SD .57)、「保護者の暴力行為」下位尺度得点(平均2.96、SD .63)、「保護者の閉鎖性」

下位尺度得点(平均2.52、SD .59)とした。また、内的整合性を検討するために係数を算出したところ、「教室での問題行動」で $r = .93$ 、「生活上の不自然さ」で $r = .85$ 、「他者との関係の異常さ」で $r = .87$ 、「孤立家庭」で $r = .84$ 、「保護者の暴力行為」で $r = .79$ 、「保護者の閉鎖性」で $r = .60$ と十分な値が得られた。虐待の子どもに関する判断指標の3つの尺度と親に関する判断指標の3つの尺度では、それら6つの下位尺度は互いに有意な正の相関を示した。

5. 現在の価値意識と虐待判断指標における保護者と教師の比較

(1) 現在の価値意識の保護者と教師の比較

全体的に「伝統的家庭観」の平均点は3点に届かず、他の4つの下位尺度は平均点が3点以上となった。特に虐待については保護者も教師も学校に対する期待が大きいと言えよう。

保護者と教師の比較を行うために、現在の価値意識の下位尺度得点についてt検定を行った(表4)。その結果、「伝統的家庭観」($t(392) = 6.91, p < .001$)と「子どもの権利を認める子ども観」($t(500) = 5.01, p < .001$)について、教師より保護者のほうが有意に高い得点を示した。他の3つの下位尺度については有意な差は見られなかった。教師より保護者のほうが、家庭については伝統的な考えをしつつも、子どもの能力や権利については認めようとする傾向が強いと言えよう。

(2) 虐待判断指標の保護者と教師の比較

全体的に虐待判断指標のどの下位尺度の平均点も3点に届かなかった。つまり、これらの尺度での虐待の判断が難しいということである。しかし、これらの項目が宮崎県で行われている虐待発見のためのチェック項目に基づいていることを考えると、保護者も教師も虐待に対する認識を高める必要があると考えられる。その一方で、保護者にとっても、教師にとっても、虐待と断定するこ

表4 現在の価値意識の下位尺度の保護者と教師の平均値とSDおよびt検定の結果

	保護者		教師		t値
	平均	SD	平均	SD	
伝統的家庭観	2.47	.43	2.06	.46	6.91 ***
虐待に対する学校の役割	3.52	.46	3.47	.40	1.14
先人重視の人生観	3.11	.48	3.03	.50	1.49
子どもの権利を認める子ども観	3.51	.37	3.39	.41	5.01 ***
子どもを保護する存在とする子ども観	3.26	.40	3.23	.45	.64

*** $p < .001$

とが非常に難しいことを示していると言えよう。

保護者と教師の比較を行うために、虐待判断指標の下位尺度得点について *t* 検定を行った (表5)。その結果、「孤立家庭」($t(491)=2.99, p<.01$) について、教師より保護者のほうが有意に高い得点を示していた。他の5つの下位尺度については有意な差は見られなかった。教師より保護者のほうが、地域における各家庭の情報を持ち、そのあり方の不自然さについて敏感にとらえる傾向があるのではないだろうか。しかし、保護者の「孤立家庭」下位尺度得点の平均でも2.15という低い点数である。これはその家庭のあり方の不自然さを虐待と結びつけることは少ないということである。また、筆者の臨床経験から言えば、このような地域から家庭が孤立するまたは家族が周囲の人間関係から孤立する状況は、何らかの深刻な問題を抱える家庭が陥りがちなことである。虐待に限らず、地域として子どもも家庭もサポートすることが求められる。その第1歩として保護者と教師が協力し、情

報交換をしながらその家庭にかかわっていくことが必要であろう。各保護者の育児のやり方如何ではなく、家庭のあり方という大きな視点が必要ではないだろうか。

また、保護者も教師も、子どもの様子からも虐待を判断するのは難しいという結果であった。確かに、下位尺度を構成する1つずつの項目はどれもいわゆる問題行動である。しかし、これは、虐待のチェックリストとして項目を複数合わせてみる、すなわち、総合的に見ることで、他の問題行動と見分けられるのではないかと考える。他方、現代の子どもをとりまく環境の過酷さを考えると、問題行動の背景の1つに必ず虐待を疑わなければならない時代なのかもしれない。

(3) 保護者と教師の下位尺度間の相関の比較

保護者と教師の現在の価値意識および虐待判断指標の下位尺度間の相関係数を表6に示す。保護者では、「伝統的家庭観」が「子どもを保護する存在とする子ども観」と、「虐待に対する学校の役割」が「子どもの権利を認

表5 虐待判断指標の下位尺度の保護者と教師の平均値とSDおよび検定の結果

	保護者		教師		t値
	平均	SD	平均	SD	
教室での問題行動	1.66	.70	1.64	.56	.51
生活上の不自然さ	2.45	.55	2.51	.53	.97
他者との関係の異常さ	2.36	.66	2.38	.58	.07
孤立家庭	2.15	.56	1.97	.54	2.99**
保護者の暴力行為	2.66	.66	2.66	.62	.14
保護者の閉鎖性	2.54	.62	2.51	.56	.82

** $p<.01$

表6 保護者と教師の下位尺度間の相関

	伝統	学校	大人	子の権利	子の保護	価値観	不自然	異常さ	孤立家庭	暴力行為	閉鎖性
伝統的家庭観	---				.28*	.26					
虐待に対する学校の役割		---		.27**	.26*						.22*
大人世界の人生観		.25**	---								
子どもの権利を認める子ども観		.27**	.27**	---							.28**
子どもを保護する存在とする子ども観	.24**		.22**		---						
教室での問題行動						---	.61**	.33**	.32**	.40**	.53**
生活上の不自然さ		.21**				.50**	---	.68**	.60**	.47**	.56**
他者との関係の異常さ						.24**	.62**	---	.62**	.56**	.63**
孤立家庭						.62**	.46**	.23**	---	.66**	.62**
保護者の暴力行為						.27**	.41**	.52**	.56**	---	.52**
保護者の閉鎖性						.26**	.52**	.48**	.23**	.56**	---

** $p<.01$, * $p<.05$

右上:保護者, 右下:教師

める子ども観」「子どもを保護する存在とする子ども観」「保護者の暴力行為」と、「子どもの権利を認める子ども観」が「生活上の不自然さ」と有意な正の弱い相関を示した。また、虐待判断指標の下位尺度は互いにすべて有意な正の相関を示した。教師では、「伝統的家庭観」が「子どもを保護する存在とする子ども観」と、「虐待に対する学校の役割」が「先人重視の人生観」「子どもの権利を認める子ども観」「生活上の不自然さ」と、「先人重視の人生観」が「子どもの権利を認める子ども観」「子どもを保護する存在とする子ども観」と有意な正の弱い相関を示した。また、虐待判断指標の下位尺度は互いにすべて有意な正の相関を示した。

これらの結果から、保護者は、子どもを保護し、子どもの権利を守る意識が高いほど、虐待の解決にあたって日々子どもにかかわっている学校に期待し、場合によっては育児への介入をも期待しているのではないかと考えられる。そして、保護者にとっては、いわゆる子どもにしてあげなくてはいけないことを親がやっていないのは虐待であり、それは子どもの生活上の不自然さとして現れてくるというように考えているのではないだろうか。一方、教師は、表面に出ている子どもの生活上の不自然さは学校で発見すべきことととらえているようである。また、保護者も教師も「教室での問題行動」と「他者との関係の異常さ」を強く関連付けているが、保護者はそこに「孤立家庭」も強く関連付けている。t検定の結果にもあったように、保護者は子どもだけでなく、地域の中での家庭状況をも含めているようである。保護者のネットワークは重要なものである。しかし一方では、そのネットワークにより窮屈さなどの地域の暮らしの難しさを感じる場合があるのも事実であろう。

6. 全体的な考察

本研究では、保護者と教師の現在の価値意識と虐待判断についての考えを比較した。全体的には、保護者も教師も虐待についてはまだまだ意識が低いことが明らかになった。虐待はいけないということは理解しているだろうが、そこで何が起こり、それが子どもや家庭にどういう形で現れてくるかについては認識が低いのだろう。特に子どもを目の前にしたとき、また地域のお隣さんとしての家庭を見たときには、言い換えれば、それらの対象と関係が近ければ近いほど、冷静に虐待であるという判断がしにくくなるのではないだろうか。まだまだ虐待に関する啓蒙活動が必要であろう。

本研究で明らかになった保護者と教師の視点の違いは、第1に、子どもの権利の認め方である。最近の保護

者と教師とのトラブルの増加は、これらの子ども観のズレが一つの要因になっていると思われる。子ども観は、もちろん個人差の大きいところであるから、保護者だから、教師だからではなく、お互いに相手の考え方を知り、今子どもに何をすべきかを一緒に考え、協力しながら実行していく必要があるだろう。

第2に、家庭に対する考え方である。家庭に対しては保護者のほうが保守的であり、しかも各家庭の情報に関心があることが示唆された。保護者は、伝統的な家庭の形を求め、保護者間のネットワークにより各家庭を比較しているのかもしれない。それは、田中ら（2009）の「社会通念」と「親の問題のある関係性」に正の相関関係があることから考えられることである。保護者はそのようなネットワークを持っているにもかかわらず、なぜ虐待の早期発見や予防につながらないのだろうか。このネットワークからの情報をその後の対応に活かす工夫が必要であろう。たしかに、家庭内のことには他人が介入しづらいという最近の傾向や虐待の深刻さを考えれば、情報を活かすことは大変困難なことである。そのため、疑わしい情報を得ても、おそらく遠巻きにしていたり、教師に報告して安心している保護者が多いのではないだろうか。育児の批判という形ではなく、子どもをはじめとする家庭を守る、虐待を解決する方策を地域で実行していく必要があるのではないだろうか。地域は人の集合体である。一人ひとりが行動してその集合体が動くことになるのである。もし、地域で虐待が疑われる状況を見かけたり、聞いたりしたら誰に報告するか、そして報告を受けた先では、その後、何がどう動いていくのか、そして、当事者であるその子どもや家庭はどうなるのか、地域の一人としてその子どもや家庭にできることは何かなどが、今よりも具体的にイメージができれば、地域の情報はその後の対応に活かされていくのではないだろうか。そして、その要として保護者が期待をしているのが教師、学校なのである。しかし、学校にすべてを任せるつもりはない。子どものサポーターの一つとしての学校でよいと考える。そして、虐待をきっかけに、保護者にも教師にも、児童相談所をはじめとする学校以外の子どものサポーターに対して関心を向けてもらえると、子どもも家庭も今よりも安心して生活ができるようになるのではないだろうか。

引用・参考文献

- 1 藤田由美子・田中陽子・横山裕・長友真実：児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（2）：教

- 師の職業的社会化に関する予備的分析．九州保健福祉大学研究紀要 7 : 29-38 , 2006
- 2 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議：学校等における児童虐待防止に向けた取組について．文部科学省報告書，2006．
 - 3 宮崎県：関係機関の役割と連携のための子ども虐待対応・援助の手引き．2003．
 - 4 田中陽子・長友真実・前田直樹・栗山和広・高山巖：児童養護施設における被虐待児への心理的ケアに関する研究（1）．九州保健福祉大学研究紀要 7 : 113-122 , 2006
 - 5 田中陽子・長友真実・藤田由美子・横山裕：児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（3）：中学校教師の児童虐待判断指標と教師ストレスの関係．九州保健福祉大学研究紀要 8 : 23-33 , 2007
 - 6 田中陽子・藤田由美子・横山裕：児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（5）：保護者の社会意識と児童虐待判断指標の予備的分析．九州保健福祉大学研究紀要 10 : 25-30 , 2009
 - 7 横山裕・田中陽子・藤田由美子・長友真実：児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（2）：教師の職業的社会化に関する予備的分析．九州保健福祉大学研究紀要 7 : 29-38 , 2006